

事項別措置概要一覧

1 「規制改革集中受付月間」関係

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①「規制改革集中受付月間」の定着化 (内閣府)	a 国において、今後とも規制改革要望が各般の国民各層からより広く抽出され、一層実り多い成果を得ることができるよう、平成19年度以降も「規制改革・民間開放集中受付月間」活動を継承し、定着化を図る。	逐次実施			○ (内閣府) 規制改革推進本部は、平成19年度においても引続き「規制改革集中受付月間」活動を年2回実施し、その結果、19項目について「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針」として決定し、公表している。
	b 常に検証・評価(自己評価は勿論、外部評価も含む。)を行うことで、適宜、その運用・手法等のより一層の充実を図る。				○ (内閣府) 上記の通り規制改革推進本部において決定した事項について、規制改革推進3か年計画に掲載し、フォローアップを行っている。 また、規制改革集中受付月間の状況等については、逐次規制改革会議に報告し調査・審議を行っている。